

公の施設の点検結果票

点検実施

令和4年9月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市瀬戸町健康福祉の館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他（健康福祉教育関連施設）		
③ 担当課名	保健福祉企画総務課、東区役所総務・地域振興課		
④ 開設年月日	平成6年12月開設（岡山市編入前） ※旧岡山県消防学校（昭和47年建設）		
⑤ 所在地	岡山市東区瀬戸町下146番1		
⑥ 施設規模	敷地面積（㎡）	9,559,19㎡	
	構造／延床面積（㎡）	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3030.11㎡	
	建設費（単位：千円）	用地：359,828、建物：16,254、改修：641,690（単位：千円）	
	施設内容	1階：児童生徒支援教室すまいる瀬戸（2013.4～）（市教育委員会）、岡山要約筆記クラブ（2022.5～） 2階・3階：会議室、研修室、調理室、多目的ホールなど	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市瀬戸町健康福祉の館条例
③ 条例に規定された設置目的	地域に密着した福祉サービスの提供と市民の生涯を通じた健康づくりを助長し、もって健康で明るい福祉のまちづくりを推進する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	子ども食堂や、地域住民らの会議スペースとしての利用（貸室利用）希望がある。利用にあたっては夜間・土日の利用、地域組織が所有する物品の保管、土足利用などの要望がある。
⑤ 設置目的等の達成状況	現在、本館には児童生徒支援教室、岡山要約筆記事務所（行政財産目的外使用）が開設されている。会議室、多目的ホール等は地域住民が健康づくり等を目的に利用している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く			
③ 開館時間	午前8時30分から午後5時15分まで			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	4,019人		
	令和2年度	3,399人		
	令和3年度	3,612人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等（ライフサイクルコスト）	修繕見込みなし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	423	555	3,196	1,391	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	629	210	
	収入合計	423	555	3,825	1,601	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	13,935	8,202	17,049	13,062
		光熱水費	2,700	1,618	2,367	2,228
		小計	16,635	9,820	19,416	15,290
	支出合計	16,635	9,820	19,416	15,290	
収支差額	-16,212	-9,265	-15,591	-13,689		

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金				
	指定管理料				
	補助金等				
	自主事業収入からの繰入金				
	その他(雑入等)				
収入合計	0	0	0	0	
支出	管理運営費				
	事業費				
	その他				
支出合計	0	0	0	0	
収支差額	0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	未了
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり	
	<p>本館は旧瀬戸町が保健福祉の拠点施設として、また、地域住民への安定的な福祉サービスの提供を目的として整備されたものである。</p> <p>しかし、合併以降保健センターは閉館、包括支援センターも移設し福祉サービス事業は目的外使用が多数となっており、本館の行政目的が不明瞭となっている。</p> <p>令和2年度から地域組織と今後の本館の在り方について検討しており、地域組織からは健康・福祉に限らず子育て拠点として本館を利用できないかと要望がでている。</p> <p>また、本館は平成27年度に防災関連の起債により耐震改修工事を行っており、このことも踏まえて見直しを行っていく必要がある。</p>	
	直営	
	施設の在り方を検討するため、当面直営とする。	
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募とする理由	
	非公募の場合	根拠規定
		指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (直営期間：5年)	